

次期障害者支援計画及び障害福祉計画の策定に向けた 基礎調査の進め方について（案）

1 基礎調査の必要性

本市では、昭和58年を初年とした10ヵ年の「障害者対策に関する大阪市新長期計画」の終了を受け、平成6年3月に10ヵ年計画である「障害者支援に関する新長期計画」（平成5年度～平成14年度）を策定し、平成10年4月には、新長期計画の積極的な推進を図るための具体的な数値目標を掲げた「大阪市障害者支援プラン」を策定した。

また、平成14年3月には、10ヵ年計画である「大阪市障害者支援計画」（平成15年度～平成24年度）を策定したところであるが、平成18年度に施行された障害者自立支援法の規定に基づき策定した大阪市障害福祉計画（第1期：平成18年度～平成20年度、第2期：平成21年度～平成23年度）との整合を図るべく、大阪市障害者支援計画後期計画は平成20年度から平成23年度までの4年間を期間として設定したところである。

したがって、平成24年度からの次期「障害者支援計画」及び「障害福祉計画」にかかる策定作業を平成23年度に行うにあたり、前もって生活実態やニーズ等の把握を行い、計画策定のための基礎資料を整えていく必要があるため、平成22年度に基礎調査を行う必要がある。

2 基礎調査にあたって

現在国は、障害者自立支援法を廃止して新たな総合的な制度をつくることとしているが、新法の策定期間や正式な法律案については示されていないことから、現行法下である障害者基本法に基づく障害者支援計画及び障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を策定することを前提とした基礎調査として実施することとしつつも、現在、基礎的なデータが十分ではない状況のなかで、今後より一層注目されていくと想定される分野については重点的に調査を実施していく必要がある。

具体的には、障害者自立支援法を廃止して、新たな総合的な制度として抜本的に見直されていくにあたって、障害者等の定義・範囲が見直され、より一層幅広く福祉サービスが利用できるようになることが想定される。そのなかで、「発達障害」「高次脳機能障害」については、基礎的なデータの整理が特に必要な分野であると思われる。

また、現在においても大きなテーマとなっている障害のある方の就労支援にかかわる基礎的なデータの整理も併せて注力する必要があると思われる。

3 調査項目の概要

調査テーマ

身体・知的・精神・発達・高次脳機能障害及び難病にかかる生活実態やニーズ等

実施方法

基本的には統計的手法に基づいて対象者を無作為抽出して調査票を郵送し、無記名式で記入していただき、返信用封筒にて受け取る。なお、調査票の印刷・配布・回収・集計等については業者委託を行う予定。

なお、標本数が限定的なサービス提供事業者等に対しては個別調査を行う予定。

4 検討の進め方

効果的・効率的に作業をすすめていくために、平成21年度中に大阪市障害者施策推進協議会専門委員会障害者計画策定・推進部会にワーキングを設置し、基礎調査等にかかる具体的な意見をいただく。

平成22年度の夏頃までを目途に大阪市障害者施策推進協議会（障害者計画策定・推進部会を含む）における基礎調査についての検討結果を受けて、基礎調査を実施する。平成22年度中にとりまとめた基礎調査結果を報告し、平成23年度中の次期計画の策定に向けてご議論をいただく。